

令和3年6月15日に改正ストーカー規制法が一部施行されました

新たに以下の行為が規制対象となります。

## ① GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等

- ▶ あなたの承諾なく、あなたの所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）の位置情報を取得する行為
- ▶ あなたの承諾なく、あなたの所持する物に位置情報記録・送信装置（GPS機器等）を取り付ける行為

が新たに規制対象となります。

- (例) ・あなたの自動車にひそかにGPS機器を取り付ける
- ・取り付けたGPS機器の位置情報をひそかに取得する

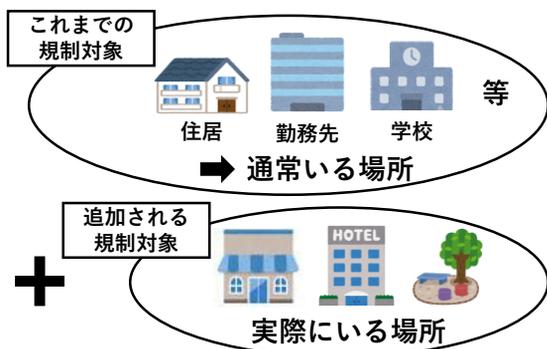
※ これらの行為の規制は、令和3年8月26日より施行されます。



## ② 実際にいる場所における見張り等

住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、あなたが**実際にいる場所**の付近において**見張る、押し掛ける、みだりにうろつく**行為が新たに規制対象となります。

- (例) ・あなたがたまたま立ち寄っていた店舗に押し掛ける
- ・あなたの旅行先のホテルの付近をみだりにうろつく



## ③ 拒まれたにもかかわらず、連続して、文書を送る行為

電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して、**文書を送る**行為が新たに規制対象となります。

- (例) ・あなたの自宅や勤務先に毎日手紙を送る
- ・あなたの自宅の郵便受けに直接手紙を何度も投函する



- これらに該当する行為は、**警告・禁止命令等の対象**となります。  
(反復して行った場合は、**ストーカー行為罪の対象**となります。)
- ストーカー行為は、次第にエスカレートして、**凶悪な犯罪に発展するおそれのある行為**です。  
1人で悩まず、**早めに相談を**しましょう。

KSCCはストーカーの専門相談窓口で、被害者だけでなく、家族や加害者からの相談にも対応しています。



相談窓口

京都ストーカー相談支援センター (KSCC)

☎075-415-1124 (いいにじ) 24時間電話相談受付